

研究活動の不正行為にかかわる通報について

埼玉工業大学における学術研究活動に関する不正行為に係る調査等のため、「研究活動に関する不正行為の申立窓口」を設置いたしました。申立て等の受付窓口及び留意事項等は、以下のとおりです。

【申立窓口】

住所 〒369-0293

埼玉県深谷市普濟寺 1690 番地

埼玉工業大学教育研究支援課

電話 048-585-6895 (ダイヤルイン)

FAX 048-585-6896

e-mail kyouiku@sit.ac.jp

※電話による受付時間は、平日 9 時 00 分～16 時 00 分です。

研究活動に関する不正行為とは

本学の研究者等である者又は研究者等であった者が本学在職中又は在籍中に行った 次に掲げる行為をいいます。

- ① 研究の申請、実施及び報告又は審査における捏造（データ又は実験結果を偽造すること）
- ② 改ざん（研究資料、機材又は研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと）
- ③ 盗用（他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用すること）
- ④ 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- ⑤ 研究費の不正使用（架空取引による預け金・カラ出張・カラ謝金等）
- ⑥ 研究成果の漏洩（他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと）

【留意事項】

申立等を受付ける際には、告発者の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、不正とする科学的根拠、使用された公的（競争的）資金等について確認させていただくとともに、調査にあたって告発者に協力を求める場合があります。（匿名の場合は受け付けません。）

【申立書】

申立の際は、所定の申立書をご使用ください。